

県立自然公園の見直しに係る補足説明

1 県立自然公園の制度の概要

(1) 県立自然公園の指定

県立自然公園とは、優れた自然の風景地であって、県が自然公園法第59条の規定により指定するものをいいます。【自然公園法第2条】

その指定は、知事が関係市町村及び青森県環境審議会の意見を聞き、区域を定めて指定することになっています。【青森県立自然公園条例第4条】

その区域を変更しようとするときは、関係市町村及び青森県環境審議会の意見を聞かなければならないことになっています。【青森県立自然公園条例第5条】

(2) 公園計画の概要

「公園計画」とは、自然公園それぞれの特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、公園としての資質を保全するか、また、どのように利用増進を図るかについて定める計画であり、大別すると「保護計画」と「利用計画」があります。

「保護計画」には、一定の行為制限のもとで風致景観の保護を図るため、特別地域（第1種、第2種、第3種）や普通地域といった地域に区分（地種区分）する保護規制計画があります。

「利用計画」には、公園利用にふさわしい施設を計画的に整備するため、道路、園地、宿舎、野営場などの施設について、配置と整備方針を定める利用施設計画があります。

公園計画は、知事が関係市町村及び青森県環境審議会の意見を聞いて決定することになっています。変更する場合も同様です。【青森県立自然公園条例第6条】

県立自然公園の特別地域の指定又はその区域を拡張しようとするときは、県は国の関係機関の長に協議しなければならないことになっています。【自然公園法第66条】

2 県立自然公園の公園計画等の見直し（変更）について

(1) 目的

県立自然公園を取り巻く社会的条件や利用実態の変化に現公園計画が対応できない状況にある場合、自然保護の強化を基調として公園計画の変更を行い、適切な公園管理が行えるようにすること。

(2) 作業区分

自然公園の指定後、最初の全般的な見直しを「再検討」とし、再検討後の見直しを「点検」と位置づけて、計画的に作業を進めることとしています。

3 自然公園の規制（概要）

地種区分		定義	主な規制内容	主な行為の取扱 (許可要件の概要)
特別地域	第1種	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	次の行為について許可制 (知事の許可がなければしてはならない。)	① 建築物新改増築 (第1種) 改築及び必要最小限の増築 (第2種) 総建築面積の敷地面積に対する割合 20%以下 かつ、総延面積の敷地面積に対する割合 40%以下 (第3種) 総建築面積の敷地面積に対する割合 20%以下 かつ、総延面積の敷地面積に対する割合 60%以下 ② 木竹伐採 (第1種) 単木択伐のみ 択伐率10% (第2種) 択伐率30% 皆伐2ha以内 (第3種) 要件なし
	第2種	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。	① 工作物の新・改・増築 ② 木竹伐採 ③ 鉱物掘採・土石採取 ④ 河川等の水位・水量増減 ⑤ 広告物掲出・設置 ⑥ 物の集積 ⑦ 水面埋立・干拓 ⑧ 土地形状変更 ⑨ 指定植物の採取・損傷 ⑩ 指定動物の捕獲・殺傷	
	第3種	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。	⑪ 屋根・壁面等の色彩変更 ⑫ 指定地域への乗り入れ ※ 日常生活に関わるものなど、許可を要しない行為がある。	
普通地域		特別地域に含まれない地域。	次の行為について届出制 (着手30日前までに知事に届出。) ① 一定規模以上の工作物の新・改・増築 ② 特別地域内の河川の水位・水量増減 ③ 広告物掲出・設置 ④ 水面埋立・干拓 ⑤ 鉱物掘採・土石採取 ⑥ 土地形状変更	